

子どもの貧困

(改訂版)

子どもの貧困とは

子どもが経済的困窮の状況のために
大人になるための発達の諸段階における

さまざまな機会が奪われた結果

人生全体に影響をもたらすほどの

深刻な不利を負ってしまうことです。

そして、「子どもの貧困」は

社会的な背景が複雑にからみ

個々の親や家庭のだけでは解決が難しく

また、貧困が次世代につながっていく

重大な社会問題です。

「子どもの貧困」問題を、私たちの身近な社会問題として広く知っていただくため、2014年11月に子どもの今と未来を考えるリーフレット①『子どもの貧困』を発行して5年が経過しました。

同年には「子どもの貧困対策推進法」(2014.1)が施行され、同法に基づいた「子供の貧困対策大綱」(2014.8)により国や自治体取り組むべきことが示されました。

一方で「子どもの貧困」問題に関して、民間の様々な立場の方々による学習支援や食事提供等の支援が広がりを見せ、多くの人々がこの問題を認知することにつながりました。

本県においては2018年に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」が初めて実施され、2019年3月に長崎県により報告書がまとめられました。

本紙では、前回発行した『子どもの貧困』を改訂し、本県の現状を追記するなど、この問題の社会的な関心をさらに広げるために作成しました。多くの皆様にご一読いただきたいと願っています。

監修 小西祐馬 長崎大学教育学部准教授

長崎県の子どもの生活

～長崎県子どもの生活に関する実態調査より～

調査の趣旨と目的

県内の子どもの生活状況等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するために長崎県が実施。

調査では、子どもの生活状況や意識の把握、親の所得や世帯状況等が、子どもにどう影響するかなど、親子間の関連について調査されたもの。

調査対象は、小値賀町を除く県内20市町から抽出した小学5年生及び中学2年生の子どもとその保護者で、有効回答の世帯数は8,939世帯。

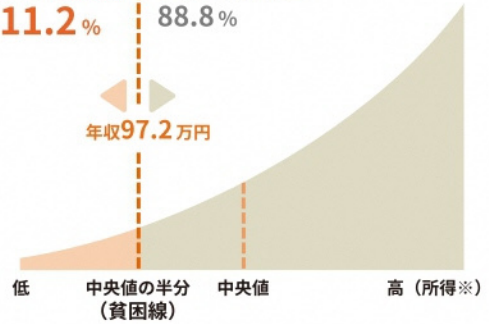
調査結果の主な傾向

今回の調査結果では、保護者の収入や家族形態が、子どもの生活環境や教育環境、社会環境、さらに心身に対して影響を与えていることが明らかとなりました。主な傾向は右ページのとおりで。

所得階層による世帯数と割合

(図は世帯区分を表すためのイメージです)

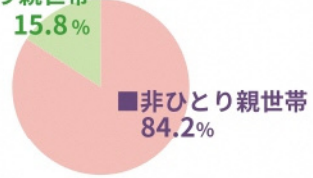
■ 貧困線未満 11.2% ■ 貧困線以上 88.8%



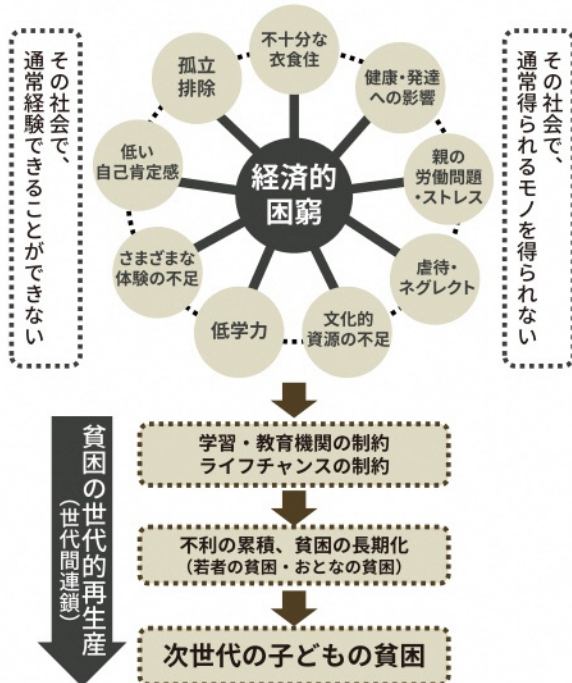
※所得は、世帯全員の収入の合算し、税や保険料を差し引くなどして、世帯人数によって調整した金額で、等価可処分所得をさします。

家族形態による世帯数と割合

■ ひとり親世帯 15.8% ■ 非ひとり親世帯 84.2%



●子どもの貧困イメージ図～複合的困難・累積する不利～



●相対的貧困と子どもの貧困率

「相対的貧困」とは、人がその社会の中で生活するために、通常得られるものが得られない、できることができない状況のことを指します。

例えば、高校進学率が90%を超えている状況で、経済的な理由で高校に進学できない状態は相対的貧困状態だといえます。

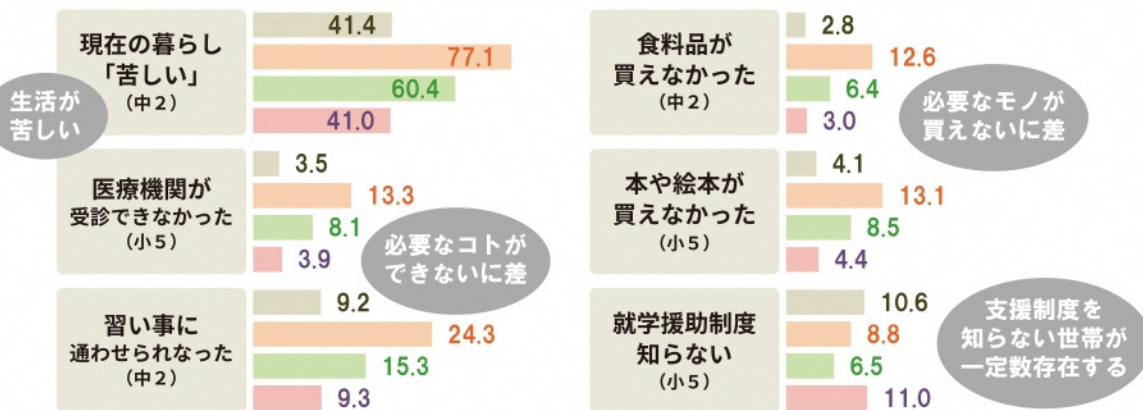
一方で「絶対的貧困」とは、食べ物がない、家がないなど人としての最低限の生存条件を欠くような貧困のことです。

子どもの貧困率とは、全ての子どものうち貧困世帯に属する17歳以下の子どもの割合をいいます。2015年の全国調査では7人に1人の子どもが貧困状態にあることがわかりました。

主な傾向の回答割合(%)は各設問において小5と中2のうち主に高い数値を記載しています。
 以下は調査結果の抜粋です。

■ 貧困線以上 ■ 貧困線未満 ■ ひとり親 ■ 非ひとり親

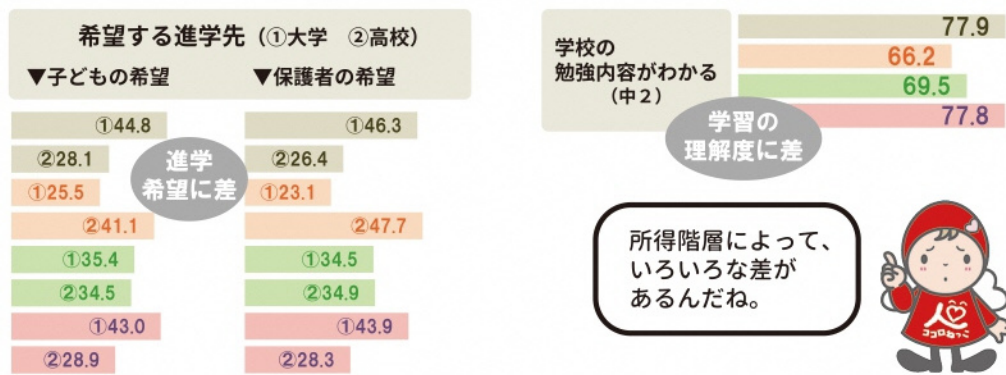
● 経済状況



● 生活環境



● 教育環境



● 社会環境・心身への影響



「長崎県子どもの生活に関する実態調査」から見える現状

長崎大学教育学部准教授 小西祐馬

●今回、はじめて子どもの貧困に関連する県全体を対象とした調査が実施されました。この調査で明らかになった子どもや家庭の現状は。

- ① 全体的な低所得傾向…県内4人世帯の所得中央値は、全国の値と比べて約100万円低くなっています。貧困に該当する家族は「生活が苦しい」割合が高く、赤字のため「借金」「貯金取りくずし」という回答も多かったです。「食費を切りつめた」「必要な服や靴を買うのを控えた」「医療機関を受診できなかった」「税金の支払いができなかった」なども多く経験されました。
- ② 子どもの学習・活動・経験の制限…貧困にある子ども/ひとり親世帯の子どもは、勉強がわからない、本・服・靴が買えない、おこづかいがない、誕生日のお祝いができない、塾・習い事・部活ができない、旅行やキャンプに行けない、大学進学希望が少ないなどの状況にありました。
- ③ 保護者の心身の健康問題…貧困にある保護者は、「不安・イライラ」を抱えている割合が多く、「人生に希望を持っていない」「幸せではない」という回答も多く、「大きな悩みを抱えている」傾向にもありました。体調が悪いという回答も多かったです。
- ④ 届いていない公的制度…貧困にある家族において、就学援助・児童扶養手当・生活保護などの制度が利用可能だと思われるにもかかわらず「利用したことはない」「知らない」という回答が多く見られました。

●今後、具体的に何をすべきか。

「貧困」とは、「お金がなくて困っている」「モノがなくて困っている」という経済的な問題が中心にあります。

求められる支援として、まずは経済的困窮の緩和・解決のための施策が挙げられます。「子どもの貧困」解決には「大人の貧困」解決を目指した総合的な対策が必要です。労働環境の改善が不可欠であると同時に、子育て世帯への経済的支援が求められます。

具体的には、不安定な非正規雇用の解消、子育て世帯に配慮した勤務形態の保障（ワーク・ライフ・バランス）等の労働面に関する施策、それから、児童扶養手当、児童手当、就学援助等の経済給付の増額・拡大、または税額控除や医療費・教育費・保育料・給食費・学用品費等の無償化・減免等の施策を講じることが必要です。

加えて、医療機関や学校・保育所・その他の子どものための施設における「子どもの貧困」を意識した支援の充実も重要です。子どもと関わる人々が連携して、社会資源を総動員して問題解決に当たる必要があります。各種支援制度の周知・広報の徹底、県民がこの問題を社会的課題として広く共有するための啓発活動の充実等も欠かせません。

今回の調査結果では、「将来の夢・希望や目標」の有無を子どもに尋ねたところ、幸いなことに所得階層間の違いは見られませんでした。「貧困が子どもの夢を奪う」というところまでは至っていないと言えるかもしれません。子どもたちがいま持っている夢や希望をあきらめてしまうのではなく、すくすくと育めるような地域を県民一体となって目指していきましょう。